



平成 29 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社クラウドワークス
住 所 東京都渋谷区恵比寿
四 丁 目 2 0 番 3 号
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田浩一郎
(コード番号：3900 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 C F O 桑江崇行
TEL. 03-6450-2926

『サイタ』（コーチと受講生をつなぐ習い事サービス）部門の事業譲受に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり、コーチ・ユナイテッド株式会社の運営する『サイタ』（コーチと受講生をつなぐ習い事サービス）事業を譲受することについて決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 事業譲受の目的

当社は「働き方革命～世界で最もたくさんの人に報酬を届ける会社になる」をビジョンとし、日本最大級のクラウドソーシング「クラウドワークス」や、個人が得意を売り買いできるマーケットプレイス「WoW! me (ワオミー)」など、個人が様々なかたちで報酬を受け取ることができるしくみを提供しております。また、当社の中期経営方針では、個人の取引を中心とするシェアリングエコノミーを重点領域ととらえ、個人間で物品や役務の売買を行う新サービスの創造と利用者の増加、市場の拡大・発展を行っていくことを目指しております。

その中で、コーチ・ユナイテッド株式会社よりコーチと受講生をつなぐ習い事サービス『サイタ』（以下サイタ事業）の開発・運営を譲り受けることは、当社がクラウドソーシングで培ってきたユーザーマッチングのノウハウを活かすとともに、スキルシェアサービスの利用者を拡大させることによって、当社のシェアリングエコノミー市場における事業展開の加速につながるものと考えております。

今回譲り受けるサイタ事業は、年間レッスン数 5 万件超、ジャンルも約 176 種類と多岐に渡り、国内有数の CtoC 型サービスとしての地位を確立しております。また、「クラウドワークス」に登録するクラウドワーカーにはスキルアップ機会の提供を希望するユーザーが数多く存在しており、同時に自らのスキルを他者に教えることにより新たな報酬源を得るユーザーも多数存在していることから、本事業を通して、教え合い、学び合う機会を提供することが当社の目指す働き方革命をより一層推進できるものと捉えております。

2. 事業譲受の概要

(1) 譲受する事業の内容

- ・コーチと受講生をつなぐ習い事サービス「サイタ」（本件対象事業）の開発・運営
- ※譲受する対象事業にはサイタカメラ事業・Snapmap 事業を除きます。

(2) 譲受する事業の経営成績

決算期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
売 上 高	230 百万円	234 百万円
営 業 利 益	3 百万円	54 百万円

※上記については、コーチ・ユナイテッド株式会社における当該事業のみの経営成績を記載しており、売上高及び営業利益での表記をしております。また、上記は本件検討時に入手した数値であり、当社の会計監査を受けたものではありません。

(3) 譲受部門の資産・負債の金額

事業譲受における資産はありません。

事業譲受における負債の金額は、相手方の要請及び守秘義務契約を締結していることから非公表とさせていただきますが、当社の直前事業年度（平成 29 年 9 月期）の連結純資産の 2 %相当額に満たない額であり、当社財政状態に与える影響額は軽微であります。

(4) 譲受価格及び決済方法

本件の事業譲受価格については、相手方の要請及び守秘義務契約を締結していることから非公表とさせていただきますが、今後の当該譲受事業の営業利益にて 2 年程度で回収可能な額であり、当社財政状態に与える影響額は軽微であります。

決済方法は現金による決済を予定しております。

3. 相手先の概要

(1)	名 称	コーチ・ユナイテッド株式会社	
(2)	所 在 地	東京都渋谷区神南 1-12-16 アジアビル 6F	
(3)	代表者の役職・氏名	代表 福崎 康平	
(4)	事 業 内 容	コーチと受講生をつなぐ習い事サービス「サイタ」の開発および運営等	
(5)	資 本 金	3,999 万円	
(6)	設 立 年 月 日	平成 19 年 1 月	
(7)	大株主及び持株比率	クックパッド株式会社 100%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	記載すべき資本関係はございません。
		人的関係	記載すべき人的関係はございません。
		取引関係	記載すべき取引関係はございません。

※コーチ・ユナイテッド株式会社は非上場会社のため、業績を公表しておりません。

4. 日 程

(1)	取締役会決議日	平成 29 年 12 月 19 日
(2)	契約締結日	平成 29 年 12 月 19 日
(3)	事業譲渡日	平成 30 年 1 月 1 日

※本件事業譲受は、会社法第 467 条第 1 項各号の規定に該当しないため、当社株主総会の決議を必要としません。

5. 会計処理の概要

当該事業の譲受は、正ののれんが発生する見込みであります。金額は現在精査中であります。

6. 今後の見通し

本件が、平成 30 年 9 月期の当社連結業績予想に及ぼす影響については現在精査中であります。今後公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上